

地域コミュニティの取組み

新田地区、清滝地区の取組みを紹介します

4月から本格始動した地域コミュニティ組織。各地区には固有の歴史があり、特性も違います。そのため、地域づくりでめざす姿や解決すべき課題にも違いがあります。

今回は「コミュニティ新田」「新田地区」と「桜・清流の郷 きたき」(清滝地区)の取組みを紹介します。

《問合せ》コミュニティ政策課 ☎ 21-9020

コミュニティ新田

地区の若者が企画運営

350人で人文字づくり

4月29日、新田小学校グラウンドで、ドローンを使った人文字イベントが開催されました。当日は、約350人の地区住民で「コミュニティ新田」の人文字を描きました。この取組みの狙いは、組織の



▲ドローンで撮影した人文字

本格始動に弾みをつけることと、コミュニティ組織で若者が活躍する場を作ることです。若者が活躍できる場として、地区役員の声掛けで、実行委員会に20代、30代の若者たちを交え、2月から検討を重ねました。コミュニティ新田会長の堀名喜郎(よしかろう)さんは「新田地区も10年先には少子高齢化が課題となる可能性がある。今



▲若者も参加

回、実行委員会に加わった若者たちが、将来の新田を背負ってもらえたらと願う」と、若い力も加わったコミュニティづくりに意欲的です。

今回実行委員会に参加した若者たちも、コミュニティ活動に積極的に、今後、コミュニティ新田では青年部会の立ち上げを考えるとのこと。設立に向け、大きな弾みになりました。7月29日には「バーベキューしよッ!」若者たちのバーベキュー交流会」が開催され、地域による若者の出番を作る取組みが継続して行われています。

桜・清流の郷 きたき

地域の資源を守り

価値を高める

4月29日、清滝地区コミュニティセンターをメイン会場に、第16回清滝溶岩流まつりが開催されました。また、同日開催の神鍋溶岩流ウォークには、地区内外から約300人の参加があり、参加者は新



▲溶岩流まつりでの餅まき



▲溶岩流ウォーク

緑の中での溶岩流が作り出した景観を満喫しました。

この取組みのきっかけは、平成4年、栃本区の有志の皆さんが、清滝地区の溶岩流の景観を紹介するために、看板作りや河川清掃を始めたことです。翌年の平成5年からは、地区公民館主催で河川清掃を、兼ねた溶岩流ハイキングを、平成14年には、第1回清滝溶岩流まつりを開催。地域ぐるみで河川を守り、親しむ活動を続けています。桜・清流の郷 きたき会長の野口逸敏(のぐち へいみん)さんは「この川は昔、ごみ捨て場のような場所だった。最初は4、5人で活動を始めた。地区の川を守る活動の積み重ねが現在の風景を生んだ。溶岩流まつりでは、各区がバザーなどで盛り上げてくれ、管理に賛同してくれる地区住民も増え

た。その結果、溶岩流に多くの人々が足を運ぶようになった」と話し、地域の資源を守る取組みで、多くの人々が訪れる場所となり、地域資源としての価値も高まっていく様子がうかがえました。

新田地区の事例からは、若者に出番を作る仕掛け、清滝地区の事例からは、有志による取組みが地区全体に広がっていく様子が分かります。こうした取組みから、住民が地区の人材や地区の良さに気づき、その取組みに対して住民たちの共感が広がっていく状況がうかがえます。このことから、地域コミュニティで活動を進める場合、さまざまな人が活動に加わったり、新たな取組みを温かく見守る仕組みが重要といえます。

就労系障害福祉サービス

障害のある方の就労を支援します

障害のある方が一般就労（一般企業などで雇用契約に基づき就労）するに当たり、働くための訓練や支援が必要な場合、その訓練や支援を受ける場として「就労系障害福祉サービス」があります。

主に日中、障害福祉サービス事業所に通い、生産活動や社会参加、就労に向け訓練を受けます。

このサービスを利用できる方は、障害者手帳（身体・療育・精神）または自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方と難病患者です。サービス提供事業所ごとに支援の内容は異なります。

《問合せ》社会福祉課 ☎24-7033

《就労系障害福祉サービス》

7月1日現在

種類	内容	対象	利用期間	市内事業所数
就労移行支援	○事業所内での生産活動 ○企業実習 ○求職活動の支援 ○知識や能力向上の訓練や評価 ○就職後の職場定着の支援	○65歳未満の方 ○一般企業等への就労を希望する方 ○企業に雇用されることが可能と見込まれる方	2年間（原則）	2
就労継続支援A型	○事業所と「雇用契約」を結び、就労の機会を提供 ○知識や能力向上の訓練	○雇用契約に基づく就労が可能な方 ○利用開始時に65歳未満の方	制限なし	3
就労継続支援B型	○就労や生産活動やその他の活動の機会を通じてステップアップを目指す。 ○生産活動から得られた収益は「工賃」として利用者に支払われます。	○就労経験がある方で一般就労が困難となった方 ○就労移行支援を利用したが一般就労に結び付かなかった方 ○就労移行支援事業者等のアセスメントを受けた上で、就労継続支援B型の利用が適当と判断された方	制限なし	14

※サービス利用に当たっては、原則としてサービスに要した費用の1割負担となりますが、利用者本人および配偶者の所得状況に応じて、月額負担上限額があります。各サービスの利用を希望する方は社会福祉課に相談してください。

生活支援 コーディネーター

②地域の課題(困りごと)を把握

地域の課題ってどんなこと？

地域には、いろいろな困りごとがあります。例えば、ごみ出しや買い物、除雪などが地域に暮らす高齢者にとって課題になっているかもしれません。これらが地域課題になります。

地域課題を把握するには？

地域の困りごとは、元気で暮らしているときには、なかなか気付きません。そこで、生活支援コーディネーターは、皆さんと一緒に地域の困りごとを把握する取り組みを行っています。

「コミュニティなかすじまごころ部」では、地域の課題を話し合う「日常生活見守りマップづくり」を実施しています。その際、コーディネーターは、地域の皆さんと一緒に一つ一つの課題を確認し、

市では、平成27年4月から豊岡市社会福祉協議会に委託して、6人の生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置しています。生活支援コーディネーターの役割や活動を紹介します。

視覚的に地域が眺められるよう、地図に記入していく作業を行っています。出てきた課題のうち、すぐに取り組めることは取組みを検討します。



地域の課題を確認

地域課題の見える化と共有

コーディネーターの役割は、地域の方自身が課題を把握できるよう支援し「見える化」することで、地域の中で課題を共有し、解決に向けた話し合いや取組みへとつなげていくことです。地域の困りごとなどで話し合いを検討している方は、相談してください。

《問合せ》豊岡市社会福祉協議会地域福祉課

☎23-2573 市高年介護課 ☎29-0055